

1.2 建設業法における技術者制度

建設業法では、建設工事の請負契約の適正な締結、履行の確保や適切な施工を確保するとともに、建設業の健全な発展を促進することを目的として、必要な知識やその応用能力を持った技術者を営業所や工事現場に配置することを求めている(表1—2)。

表1—2 建設業法における技術者制度

許可を受けて いる業種		指定建設業 土木工事業 鋼構造物工事業 建築工事業 補装工事業 管工事業 電気工事業 造園工事業			その他 (左以外の21業種)		
建設業の 許可制度	許可の種類	特 定		一 般	特 定		一 般
	宮業所に必 要な技術者 の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資 格者 二級国家資 格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者		一級国家資 格者 二級国家資 格者 実務経験者
	元請工事に おける下請 金額合計	3,000万円 ^{注1)} 以上	3,000万円 ^{注1)} 未満	3,000万円 ^{注1)} 以上は契約 できない	3,000万円 以上	3,000万円 未満	3,000万円 以上は契約 できない
	工事現場に 置くべき 技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者	
	技術者の 資格要件	一級国家資 格者 国土交通大臣 特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資 格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
工事 現場 の 技術 者 制 度	技術者の 専任	請負金額2,500万円 ^{注2)} 以上					
	資格者証の 必要性	発注者が国、 地方公共団 体等のとき に必要	必要なし	発注者が国、 地方公共団 体等のとき に必要	必要なし		

注1) 建築一式工事の場合は4,500万円。 注2) 建築一式工事の場合は5,000万円。

1.2.1 営業所における専任の技術者

建設業の許可の要件として、建設工事の請負契約の適正化を図り、発注者を保護するためには、建設業者は営業所ごとに専任の技術者を置かなければならない。営業所における専任の技術者とは「営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者」をいう。

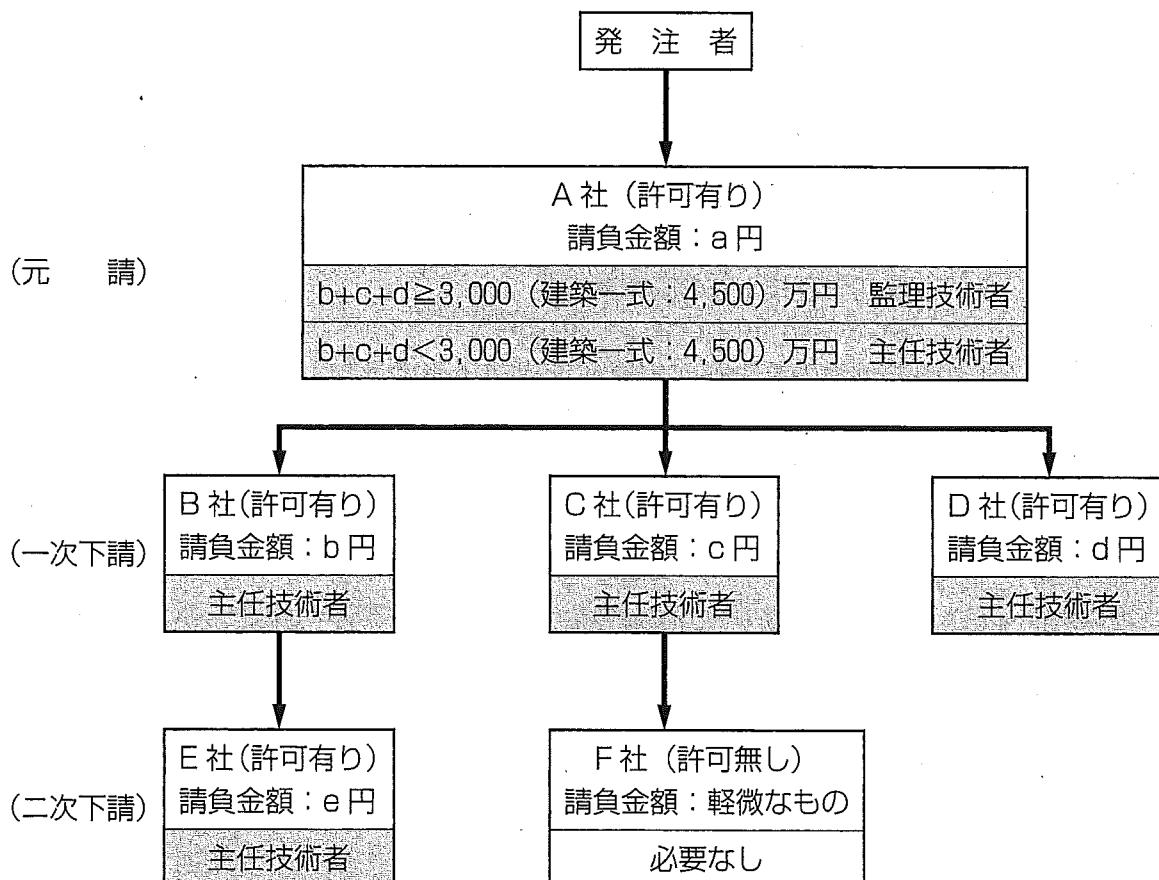
一方、建設業者は、これまで以上に生産性の向上が求められており、技術者の配置及び運用に対する関心が高まっている。このような状況を踏まえて、「営業所における専任の技術者の取り扱いについて（平成15年4月21日国総建第18号）」により明確化された。これによると、当該営業所で契約された工事に現場で従事しながら営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、常時営業所と連絡をとりうる場合は、営業所における専任の技術者は工事現場の主任技術者又は監理技術者（建設業法第26条第3項に規定する専任を要する者を除く）となり得る。つまり、一定要件のもとで営業所専任技術者が専任を必要としない主任技術者又は監理技術者を兼務できることとなった。

なお、営業所における専任の技術者として申請のあった技術者が会社の社員の場合は、出向社員であっても、当該技術者の勤務状況、給与の支払状況、当該技術者に対する人事権の状況等により専任制が認められれば、「営業所に常勤して専らその職務に従事」している者として取り扱うこととなっているが、この技術者が工事現場における主任技術者又は監理技術者となる場合は、後述するように、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。

1.2.2 工事現場における主任技術者及び監理技術者の配置

建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合は、請負金額の大小に関係なく、工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして、工事現場に元請、下請にかかわらず、必ず主任技術者を配置しなければならない。また、発注者から直接工事を請け負い、3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上を下請契約する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を配置しなければならない。

請負金額が500万円未満の工事（建築一式工事の場合は、①請負金額が1,500万円未満の工事又は②延べ面積150m²未満の木造住宅工事）のみの場合は、建設業の許可を受けなくてもよいこととされており、主任技術者を配置する必要もない（図1-7）。



1.2.3 主任技術者及び監理技術者の要件

主任技術者又は監理技術者になるには、業種ごとに表1—3の要件を満たしている必要がある。特に、指定建設業（土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業、造園工事業）の監理技術者には、国家資格者及び特別認定者に限定され、より厳しい要件が求められている。

表1—3 主任技術者、監理技術者の資格要件

		資 格 要 件
主 任 技 術 者	1) 実務経験者	① 高等学校（旧実業学校を含む。）指定学科卒業後 5年以上 ② 高等専門学校（旧専門学校を含む。）// 3年以上 ③ 大学（旧大学を含む。） // 3年以上 ④ 上記以外の学歴 の実務経験を有するもの
	2) 1、2級施工管理技士等の国家資格者等	
	3) 1) 又は2) と同等以上と認められるもの	
監 理 技 術 者	1) 1級施工管理技士等の国家資格者	
	2) 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負金額が4,500万円以上のものに関して2年以上指導監督的な実務経験を有するもの	
指 定 建 設 業 外	3) 1) 又は2) と同等以上と認められるもの	
	1) 1級施工管理技士等の国家資格者	
	2) 国土交通大臣特別認定者	
指 定 建 設 業	1) 1級施工管理技士等の国家資格者	
	2) 国土交通大臣特別認定者	

1.2.4**主任技術者及び監理技術者の工事現場における専任****(1) 専任の考え方**

専任とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことを意味し、常駐とは、現場の稼働中、常時継続的に当該工事現場にいることを意味する。基本的に同義で使われることが多い。

(2) 専任が必要な工事

公共性のある工作物に関する建設工事で、請負金額が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに専任で配置する必要があり、これは、元請、下請にかかわらず適用される。

公共性のある工作物に関する工事とは、

- ① 国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事
- ② 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する工事
- ③ 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する工事
- ④ 学校、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設、集会場、図書館、美術館、博物館、陳列館、教会、寺院、神社、工場、ドッグ、倉庫、病院、市場、百貨店、事務所、興行場、ダンスホール、旅館業法第2条に規定するホテル、旅館もしくは下宿、共同住宅、寄宿舎、公衆浴場、鉄塔、火葬場、と畜場、ごみもしくは汚物の処理場、熱供給事業法第2条第4項に規定する熱供給施設、石油パイプライン事業法第5条第2項第2号に規定する事業用施設又は電気通信事業法第9条に規定する電気通信回線設備を設置する電気通信事業者がその事業の用に供する施設に関する工事

をいい、個人住宅を除き、ほとんどの工事がその対象となっている。

(3) 専任期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない期間として認められている。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が、設

計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（例えば、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了して（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間

また、専任が必要な工事のうち、密接な関係のある2つ以上の工事を同一の建設業者が同一の場所や近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することが認められている。ただし、この規定は、監理技術者には適用されない。

1.2.5 企業との直接的かつ恒常的な雇用関係

不良・不適格業者を排除し、適正な施工を確保する観点から、専任の主任技術者及び監理技術者は、工事を請け負った建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要がある。在籍出向者は、出向先の企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとは言えないため、原則として専任の技術者になることが禁止されている。

しかし、昨今の建設投資の低迷による経営環境の悪化等に対応するため、建設業者が業務範囲や業務体制等を見直し、当該建設業の営業譲渡や会社分割をしたり、持株会社化、親子会社化により企業集団を形成し、経営基盤の強化や経営の合理化を図っている例が多くみられるようになった。このような状況を踏まえ、一定要件を満たす場合に限り、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとみなしている。

(1) 営業譲渡又は会社分割した場合の取扱い（平成13年5月30日国総建第155号）

建設業の許可を受けた企業が営業譲渡により他の企業に当該建設業を譲渡し、又は会社分割により他の企業が当該建設業を承継する際に、当該建設業を譲受け又は承継する企業（出向先企業）への転籍すべき社員が暫定的に当該建設業を譲渡し又は当該会社分割を行った企業（出向元企業）からの出向社員となる場合がある。

出向先企業が出向元企業からの出向社員を工事現場に主任技術者又は監理技術者として置こうとする場合であって、当該出向元企業が当該建設工事の種類に係る建設業の許可を廃止したときは、営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年以内の間に限り、当該出向社員と出向先企業との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする（図1-8）。

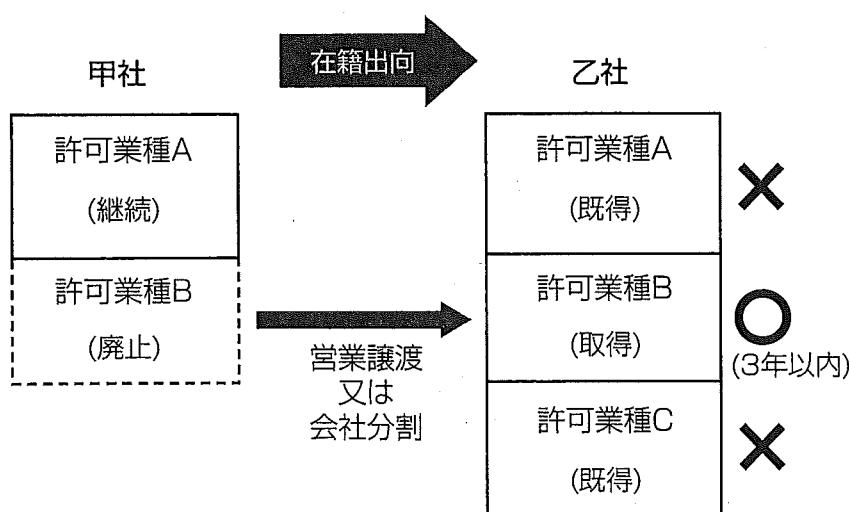


図1-8 営業譲渡又は会社分割した場合の事例

(2) 持株会社の子会社についての取扱い（平成14年4月16日国総建第97号）

国土交通大臣の認定を受けた企業集団に属する親会社からその子会社である建設業者への出向社員を子会社が工事現場に主任技術者や監理技術者として配置する場合は、出向社員と子会社との間に、直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとみなす。ただし、子会社が親会社からの出向社員を主任技術者や監理技術者として配置しようとする工事で、当該企業集団に属する親会社やその他の子会社がその工事の下請負人となることは、一括下請負のおそれがあるため認められていない（図1-9）。

(3) 親会社及びその連結子会社についての取扱い（平成15年1月22日国総建第335号）

連結財務諸表提出会社である親会社と連結子会社からなる企業集団に属する建設業者間の出向社員を、出向先企業が工事現場に主任技術者や監理技術者として配置する場合は、出向社員と出向先企業との間に、直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとみなす。ただし、企業集団を構成する親会社やその連結子会社がその下請負人となることは、一括下請負のおそれがあるため認められていない（図1-9）。

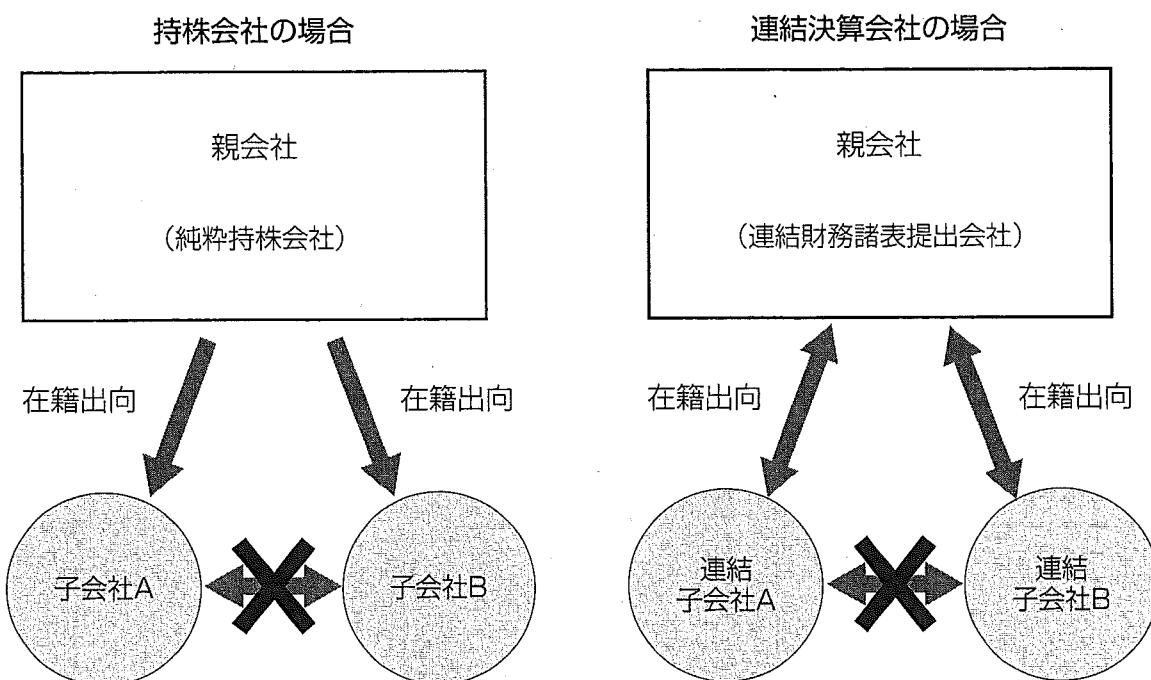


図1-9 企業集団における事例

1.2.6 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証

国、地方公共団体等、以下の者が発注者となっている公共工事においては、工事現場に専任で配置しなければならない監理技術者は、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けた者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。

- ① 国、地方公共団体
- ② 法人税法別表第1に掲げる地方公共団体以外の公共法人（地方公共団体を除く）
- ③ 東京湾横断道路建設事業者、関西国際空港（株）、首都高速道路（株）、中日本高速道路（株）、成田国際空港（株）、西日本高速道路（株）、日本環境安全事業（株）、阪神高速道路（株）、東日本高速道路（株）及び本州四国連絡高速道路（株）

（1）資格者証の交付

資格者証は、表1—3（12頁参照）に示す監理技術者資格を有している者に交付される。有効期間は5年で、申請により更新される。

（2）登録講習受講の義務付け

公共工事に監理技術者として配置されるためには、建設業法の一部改正（平成16年3月1日施行）により、国土交通大臣の登録を受けた講習の受講が義務付けられている。監理技術者として選任されている期間中のいずれの日においても講習を修了した日から5年を経過することのないよう講習を受講していかなければならない。

（3）資格者証及び講習修了証の携帯

資格者証は、公共工事に関する重要な工事の中でも、より適正な施工の確保が求められるものについて、当該建設工事の監理技術者が、

- ① 工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係があるか
- ② 所定の資格を有しているか
- ③ 監理技術者として定められた本人が従事しているか

等を確認するために導入されたものである。

このため、監理技術者は、発注者から請求があった場合には、資格者証を提示しなければならない。

また、当該工事に従事しているときは、常時、資格者証を携帯している必要がある。

なお、監理技術者講習修了証についても、発注者等から提示を求められることがあるため、同様に携帯しておくことが望ましい。

1.3

監理技術者制度運用マニュアル

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者（以下、本節では「監理技術者等」という。）の設置を求めている。

監理技術者等に関する制度（以下、本節では「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負等の不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに、建設業者が業務を遂行する際の参考となるものとして、平成16年3月1日に制定された。

1.3.1

監理技術者等の設置

（1）工事外注計画の立案

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制の整備及び監理技術者等の設置の要否の判断等を行うため、専門工事業者等への工事外注の計画（工事外注計画）を立案し、下請契約の請負代金の予定額を的確に把握しておく必要がある。

工事外注計画としては、受注前に立案される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となるか否か的確に把握しておく必要がある。なお、当該建設業者は、工事外注計画について、工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。

「下請契約」とは、「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」をいい、「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方

がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要がある。

なお、公共工事については全面的に一括下請負が禁止されており、民間工事においても発注者の書面による承諾を得た場合を除き禁止されている。

(2) 監理技術者等の設置

1) 監理技術者等の設置における考え方

建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならず、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないよう、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。

また、主任技術者、監理技術者の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。

2) 共同企業体における監理技術者等の設置

建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならぬこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、下請契約の額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員1社以上が監理技術者を設置しなければならない。また、その請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上となる場合は、設置された監理技術者等は専任でなければならない。

なお、共同企業体が公共工事を施工する場合には、原則として特定建設業者たる代表者が、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。

一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する分担施工方式にあっては、分担工事に係る下請契約の額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金

額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上となる場合は、設置された監理技術者等は専任でなければならない。

なお、共同企業体が公共工事を分担施工方式で施工する場合には、分担工事に係る下請契約の額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。

いずれの場合も、その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公共工事を施工する特定建設共同企業体にあっては国家資格を有する者を、また、公共工事を施工する経常建設共同企業体にあっては原則として国家資格を有する者を、それぞれ請負金額にかかわらず専任で設置すべきである。

3) 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

4) 監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえたうえで、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置する等の措置をとること

により、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

(3) 監理技術者等の職務

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

特に、監理技術者は、建設工事の施工にあたり外注する工事が多い場合に、当該建設工事の施工を担当するすべての専門工事業者等を適切に指導監督するという総合的な役割を果たすものであり、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の職務がとりわけ重視されるため、より高度な技術力が必要である。

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保するうえで必要不可欠である。なお、監理技術者と現場代理人はこれを兼ねることができる。

(4) 監理技術者等の雇用関係

1) 監理技術者等に求められる雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。また、建設業者としてもこのような監理技術者等を設置して適正な施工を確保することが、当該建設業者が技術と経営に優れた企業として評価されることにつながる。

2) 直接的な雇用関係の考え方

直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。

直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、30日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更を届け出なければならない。

指定資格者証交付機関は、資格者証への記載にあたって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書により確認しているが、資格者証中の所属建設業者の記載や主任技術者の

雇用関係に疑義がある場合は、同様の方法等により行う必要がある。具体的には、

- ① 本人に対しては健康保険被保険者証
- ② 建設業者に対しては健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書

の提出を求め確認するものとする。

3) 恒常的な雇用関係の考え方

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができる必要があり、特に国、地方公共団体等（法第26条第4項に規定する国、地方公共団体その他政令で定める法人）が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に3ヵ月以上の雇用関係にあることが必要である。

恒常的な雇用関係については、資格者証の交付年月日もしくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認が必要である。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があった場合には、変更前の建設業者と3ヵ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、震災等の自然災害の発生又はそのおそれにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合等、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

1.3.2 監理技術者等の工事現場における専任(前掲)

1.3.3 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯(前掲)

(5) 主任技術者・監理技術者の設置

建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、工事の規模等により、主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。

建設業法 (S24.5.24 法律第100号)

- 第26条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に
関し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の
施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければ
ならない。
- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工す
るために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、
それらの請負代金の額の総額）が第3条第1項第2号の政令で定める金額以上に
なる場合においては、前項の規定に関わらず、当該建設工事に關し第15条第2号
イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合
にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イ
に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者）で当該工事現場における建
設工事の施工の技術上の管理を司るもの（以下「監理技術者」という。）を置か
なければならない。
- 3 公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、前二
項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ご
とに、専任の者でなければならない。
- 4 国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作物に関する建設
工事については、前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、
第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者のうち
から、これを選任しなければならない。
- 5 前項の規定により選任された監理技術者は、同項の工作物の発注者から請求が
あつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

① 主任技術者

ア 役割

工事の施工に当たり、その施工計画を作成し、工事の工程管理、工事用資材等
の品質管理等を行う。また、工事の施工に伴う公衆災害、労務災害等の発生を防
止するための安全管理等を行うことが役目である。

イ 配置すべき工事

建設業者（許可業者）が請け負ったすべての工事で配置しなければならない。
ただし、監理技術者を配置しなければならない場合を除く。

a 工事は、元請・下請を問わない。

b 公共性のある工作物に関する重要な工事（建設業法施行令第27条）で1件の
請負代金が2,500万円以上の工事については、工事現場ごとに専任でなければな
らない。

※ それ以外の工事については現場での専任性を求められないので、経営業務の管理責任者や専任技術者と兼ねることができる。

ウ 主任技術者の要件

一般建設業の専任技術者の技術的要件を満たす者

⇒ 一般建設業の専任技術者要件 (P. 56表内) イ、ロ、ハのいずれかに該当

② 監理技術者

ア 役割

主任技術者と同様、工事の施工に当たり、施工計画の作成、工程管理、資材等の品質管理等及び安全管理を行う。また、下請負人を適切に指導・監督するという総合的な機能を果たす。

イ 配置すべき工事

下記の2点を満たす工事が対象となる。

- { i 元請の工事（発注者から直接請け負った工事）であること
ii 下請に出す契約金額の総額が3,000万円以上の工事
(建築一式工事は4,500万円以上)

a 公共性のある工作物に関する重要な工事（建設業法施行令第27条）で1件の請負代金が2,500万円以上の工事については、工事現場ごとに専任でなければならぬ。

※ それ以外の工事については現場での専任性を求められないので、経営業務の管理責任者や専任技術者と兼ねることができる。

b 国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者の工事で、専任でなければならない工事（上記a）の場合、監理技術者資格者証の交付を受けている者でなければならない。

⇒ 監理技術者資格者証は(財)建設業技術者センターで申請受付、交付している。詳細はH17年度版手引P. 48の連絡先に問い合わせること。

ウ 監理技術者の要件

特定建設業の専任技術者の技術的要件を満たす者

⇒ 特定建設業の専任技術者要件 (P. 56表内) イ、ロ、ハのいずれかに該当

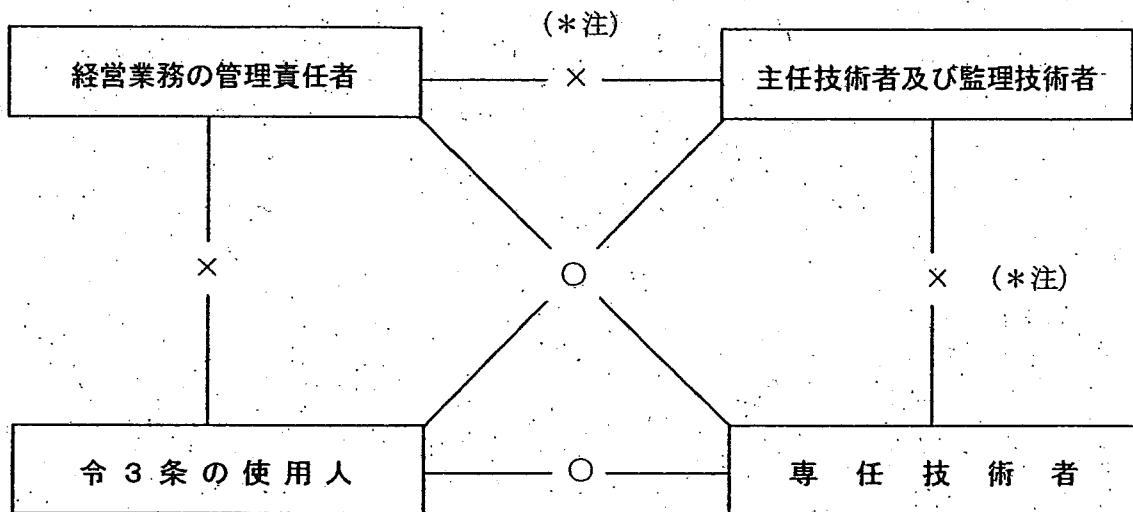
(備考・建設業法における技術者制度)

許可を受けてい る業種		指定建設業			その他 (左以外の21業種)		
建設 業 の 許 可 制 度	許可の種類	特 定		一 般	特 定		一 般
		一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
	元請工事にお ける下請金額 合計	3,000万円 *1 以上	3,000万円 *1 未満	3,000万円*1 以上は契約 できない	3,000万円 以上	3,000万円 未満	3,000万円以 上は契約で きない
工 事 現 場 の 技 術 者 制 度	工事現場に置 くべき技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者
	技術者の資格 要件	一級国家資 格者 国土交通大 臣特別認定 者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資 格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	公共性のある重要な工事で請負金額 2,500万円*2 以上					
	資格者証の必 要性	発注者が国、 地方公共團 体等のとき に必要	必要なし		発注者が国、 地方公共團 体等のとき に必要	必要なし	

* 1 建築一式工事の場合は4,500万円

* 2 建築一式工事の場合は5,000万円

(補足・経営業務の管理責任者、専任技術者、令3条の使用人、主任技術者、監理技術者の兼任の可否)



(注) 請負金額2,500万円未満の主任技術者は、工事現場の専任性がないため、経営業務の管理責任者及び専任技術者と兼任できる(営業所と工事現場が近接している場合等)。